

事務連絡
平成 28 年 6 月 3 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

平成 28 年熊本地震により被災した事業者に係る福祉・介護職員処遇改善加算
及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて

平成 28 年熊本地震により被災した事業所に関する、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算（以下「処遇改善加算等」という。）に係る事務の取扱いについて、下記の通り取り扱うこととしたので、特段の配慮をお願いするとともに、今般の地震による被災事業者に対する処遇改善加算等の取扱いについては、被災した事業者の賃金改善の実施状況等を考慮の上、都道府県等の判断において適宜必要な対応を図られるようお願いいたします。

本件については、貴管内市町村、障害福祉サービス事業者等に対しても、情報提供方をよろしくお願いいたします。

記

- 1 賃金改善計画における賃金改善実施期間内の賃金改善が困難な場合について
賃金改善計画における賃金改善実施期間を平成 28 年 4 月以降までに設定している処遇改善加算等の申請事業者においては、今般の地震で被災したことにより、当該計画期間中の賃金改善の実施が困難となる事例も想定されるところである。
こうした事業者については、今般の地震により被災したことに伴い、賃金改善計画内の処遇改善加算等の従業者への支給が困難となり、かつ期間を超えて処遇改善加算等の従業者への支給がなされることが見込まれる場合、都道府県等の判断において、当該年度の賃金改善実施期間を超えて従業者に対して支給された処遇改善加算等の額を賃金改善額として認めて差し支えないものとする。
- 2 実績報告書の取扱いについて
平成 28 年熊本地震により被災した処遇改善加算等の対象となる事業者の実績報告書の取扱いについては、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して実績報告書を提出することとなっているが、今般の被災状況を踏まえ、都道府県等の判断において、提出期限を適宜延長することができるものとする。